

仮称)屯田・茨戸通環境影響評価方法書に係る市長の意見

1 全般的な事項

- (1) 環境影響評価の項目及び手法（調査地域，調査地点，調査時期，予測地域，予測時期等）については，各環境要素ごとに事業特性及び地域特性を十分に勘案するとともに，方法書について提出された市民意見に配意して定めること。
- (2) 環境影響評価準備書の作成に当たっては，道路の構造や工事の計画，計画交通量等について具体的な記述を行い，環境影響評価の項目及び手法が事業特性や地域特性に照らして合理的であることを明確にすること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において，環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に変更すべき事情が生じた場合には，必要に応じて環境影響評価の項目及び手法の見直しを行うなど適切に対応すること。
- (4) 計画路線の具体的なルート・構造及び環境保全措置の設定に当たっては，今後の調査，予測の結果を基に，環境への影響をできる限り回避・低減することを基本に検討を行うこと。また，その検討経過について環境影響評価準備書で明らかにすること。

2 個別的事項

- (1) 供用後の自動車の走行に伴う環境影響評価項目について

本事業供用後の自動車の走行に伴う環境影響評価については，計画交通量とその根拠を明確にし，適切な調査，予測を行うとともに，住居等の保全対象に影響を及ぼす恐れのある場合には，必要に応じて道路構造や道路近接空間の土地利用制限の必要性などの環境保全措置について検討を行うこと。

- (2) 廃棄物等に関する状況

関係地域内には廃止された廃棄物最終処分場が2箇所存在することから，既存資料等による調査を行うとともに，計画路線が当該廃止された廃棄物最終処分場の区域を通過する場合など環境への影響の恐れのある場合には，適切な環境影響評価を行うこと。